

大阪府フットサルリーグ 2020 登録について

1. 本リーグ登録の際は「JFA フットサル大会登録票」に必要事項を記入し提出する。18歳未満の選手は、保護者の同意書が必要である。
2. 帯同審判員は、当該年度にて JFA フットサル審判員資格を有しているフットサル審判員を 2 名登録しなければならない。また、他府県を含めて複数のチームへ重複しての登録は認めない(U-18リーグは重複可能)。なお原則 18 歳以上の一一般審判資格取得者に限り帯同審判員を務めることができる。
3. 電子登録証での選手証確認はチームで用意すること。連盟所有のパソコン等での確認は認めない。
4. **【重要】**選手の新規追加登録及び登録内容変更の手続きは、以下の通りとする。
 - ① 新たに選手を追加登録する場合、kick off にて追加登録申請をする。
 - ② 承認が行われた後、F から始まるフットサル登録番号が発行される。
 - ③ 本連盟が指定する各登録変更届を連盟ホームページよりダウンロードして印刷し、記入して本連盟各リーグ事務局に申請（メール）する。
 - ④ その選手は、不備なく事務局が受理した日から 2 週間後より、出場可能日として受付される。
 - ⑤ 選手の登録に関わる場合は、本人の宣誓書を併せて提出すること（同一書類になっている）。
 - ⑥ 18 歳未満の選手を追加登録の際は、保護者同意書も併せて提出すること。
 - ⑦ 受理後、FDS 入力担当者により、データに書き加えられ、メンバー表にも記載される。
 - ⑧ 事務局より承認済の押印のうえ返信された各変更届を各チームで印刷し、次節試合会場に持参して当日の運営委員に提出すること。リーグ管理の大会登録票原本に加筆、修正されることで登録完了となる。削除申請も含めて必ず提出すること。
 - ⑨ 提出が必要な変更届は、連盟所有のパソコンでは印刷対応は行わない。
 - ⑩ [追加]登録申請は①から行うが、既に過去にフットサル登録番号を保持していた選手の番号は継続しているため、[削除]や[背番号変更]手続きと同じく③から手続きを行うことが可能。
5. 登録変更手続きの期間は以下の通りとする。
 - ① 選手の追加は、2020 年 4 月 1 日から受け付け、2020 年 11 月 30 日まで。
 - ② 番号及びユニフォームの変更は、2020 年 4 月 1 日から受け付け、2020 年 11 月 30 日まで。
 - ③ 選手の削除は、各チーム 1 試合を消化した次の日から受け付け、2020 年 11 月 30 日まで。ただし、出場停止処分を繰り越していた場合、登録後に試合に出場できる状態になってから 1 試合を消化した後、削除することができる。
 - ④ いずれも、その期日に有効となるように届けを出すこと。
6. チームオフィシャル（ベンチに入ることのできる役員）の登録手続きは以下の通りとする。
 - ① チームオフィシャル登録用紙に、必要事項を記入し提出する。
 - ② チームオフィシャルの登録は、監督以外に最大 7 名までとし、追加、削除以外の変更はできず、監督以外は 1 年間で 8 人目以降の登録はできない。ただし、監督に限り、変更を認める。
 - ③ 他の連盟登録チームに登録されているものも含めて、選手登録されたものから 2 名まで、チームオフィシャルとして登録することができる。ただし、監督はこの限りではない。
 - ④ 選手登録されたものをチームオフィシャルとして登録する場合は、フットサル登録番号を登録票に書き込まなければならず、忘った場合はそのものの登録を無効とする。

- ⑤ チームオフィシャルに登録した後で選手登録を行った場合は、その旨とフトサル登録番号を遅滞無くチームオフィシャル情報変更申請書にて本連盟に申告しなければならない。選手登録を抹消した場合も同様である。
- ⑥ チームオフィシャルの追加は、本連盟が指定する追加登録届を提出することで、本連盟事務局に申請（メール）する。そのチームオフィシャルは、事務局が受理した日から1週間後より、ベンチに入ることが可能となる。
- ⑦ オフィシャルの追加、削除については、選手登録に関する本規程第4条③～⑧と同じ順番で手続きを行う。
- ⑧ チームオフィシャルを追加できる期間は、2020年4月1日から、各チームの最終戦（1週間前）までとする。

7. ユニフォームの変更手続きは以下の通りとする

- ① ユニフォームを変更する場合は、まず、変更したいユニフォームの全体がわかるものを本連盟競技部担当者にメール送信(uniform@ofa-futsal.jp)して提示し、デザインなどのチェックを受ける。
- ② デザインに問題が無ければ、本連盟事務局より所定の変更届けを取り寄せ、必要事項を記入の上、本連盟事務局に提出（メール）する。ただし、各マークの大きさなどは、デザイン作成時、ユニフォーム完成時、いずれも最新のJFAユニフォーム規程(<http://www.jfa.jp/documents/#l1>)に適合していることを自チームで必ず確認すること。
- ③ ①を行わず変更した場合、試合当日にそのユニフォームの使用を禁止する場合がある。
- ④ 次年度にユニフォームを変更する場合も、事前に色彩やデザインの確認は必ず行うこと。

8. チーム代表者または連絡責任者を変更する場合は以下の通りとする。

- ① 本連盟事務局より所定の申請書を取り寄せ、必要事項を記入の上、本連盟事務局に提出（メール）する。受理印を押されたものが返信された時点で手続きが完了されたものとする。
- ② 申請書には、新しい代表者または連絡責任者の連絡先と署名捺印、及び、代表者変更の際は前代表者の署名捺印がなければならない。

9. 監督を変更する場合は以下の通りとする。

- ① 本連盟事務局より所定の申請書を取り寄せ、必要事項を記入の上、本連盟事務局に提出（メール）する。受理印を押されたものが返信された時点で手続きが完了されたものとする。
- ② 申請書には、新しい監督の署名捺印、及び、チーム代表者の署名捺印がなければならない。
- ③ チームオフィシャル登録は、自動的に変更される。

10. チーム名を変更する場合は以下の通りとする。

- ① 大会登録票提出後、年度内最終試合が終了するまではチーム名の変更手続きは行えない。最終試合終了から次年度の大会登録票の提出期限までに変更手続きを受け付けるが、別途期日を設ける場合には事前に通知を行う。
- ② 本連盟事務局より所定の申請書を取り寄せ、必要事項を記入の上、本連盟事務局に提出（メール）する。受理印を押されたものが返信された時点で手続きが完了されたものとする。
- ③ 申請書には、チーム代表者の署名捺印がなければならない。

11. その他

以後、要項及び規程に不備が生じた場合は、その都度規程を加え、各チームに書面にて連絡する。